平成２９年（フ）第３０号
和歌山県田辺市天神崎15番７―202号
債務者　木下まり子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　栄二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１５８号
山梨県甲斐市篠原3038番地８
債務者　渡邊　　敬
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
山梨県甲斐市篠原3038番地８、前住所山梨県甲斐市篠原4028番地
債務者　渡邊　　東
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
山梨県富士吉田市上吉田910番地
債務者　山崎　孝行
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　信崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１６４号
札幌市豊平区豊平４条11丁目１―14　レオパレスルキナ101号、住民票上の住所北海道滝川市東町２丁目２番18号　ハイツ愛和　６号室
債務者　村上　勝行（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２１１号
札幌市北区新琴似４条３丁目３番14号　ヴィラシャンテ102号
債務者　土本　祐二
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２１２号
札幌市北区新琴似４条３丁目３番14号　ヴィラシャンテ102号
債務者　土本恵梨子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２２６号
札幌市東区北35条東24丁目４番８号
債務者　山田　智幸
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
北海道上川郡下川町南町38番地８
債務者　福内　　彩（旧姓野方）
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第１２９号
釧路市松浦町７番４号　陽光プレイス201号室
債務者　松村　拓海
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１１１号
群馬県高崎市矢島町442番地１　ヴィラハピネス103号、前住所群馬県高崎市上大類町1344番地１　マンションベルグランド３―304号
債務者　新井　陽子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１７４号
埼玉県坂戸市溝端町９番地（９―505）
債務者　川上　裕美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４３号
岐阜県土岐市肥田浅野笠神町１丁目４番地の１　レオパレスカサガミ　102号、従前の住所岐阜県土岐市泉町定林寺825番地の12
債務者　柏葉　敏夫
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第１６１号
愛知県一宮市苅安賀１丁目６番23号　リベルテ苅安賀Ⅰ202号
債務者　安里　成智
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３５号
三重県松阪市上川町561番地４　県営住宅上川第二団地Ｐ１―103、前住所三重県松阪市小野江町569番地　パークテラス101
債務者　橋本　淳子（旧姓石﨑）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２７号
京都府京丹後市大宮町善王寺691番地
債務者　早瀬　翔大
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第１５１１号
大阪市東淀川区柴島２丁目13番22―112号、前住所大阪市淀川区木川西１丁目９番25―606号
債務者　中山　陽子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部